



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*16 事務決裁規程の一部を改正する訓令

(行政改革課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第16号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程 (昭和62年和歌山県訓令第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 副知事、特別職の指定に関する条例 (昭和26年和歌山県条例第6号) の規定により特別職として指定された知事の職の専任の秘書 (次条及び第4条において「知事秘書」という。)、理事、部長、局長、課長、課の中に置く室 (第8条において「課内室」という。) の室長 (以下「室長」という。) 又は班長が、この規程の定めるところにより、それぞれ決裁することをいう。</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>(専決) 第3条 略</p> <p><u>2 知事秘書は、当該知事秘書の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関することについて専決することができる。</u></p> <p><u>3~5 略</u></p> <p>(専決の制限) 第4条 この規程の定めるところにより副知事、知事秘書、理事、部長、局長、課長及び室長において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 副知事、理事、部長、局長、課長、課の中に置く室 (以下「課内室」という。) の室長 (以下「室長」という。) 又は班長が、この規程の定めるところにより、それぞれ決裁することをいう。</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>(専決) 第3条 略</p> <p><u>2~4 略</u></p> <p>(専決の制限) 第4条 この規程の定めるところにより副知事、理事、部長、局長、課長及び室長において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。